

地方創生の推進に関する重点提言

地方創生を実現するためには、個々の自治体や一地方の取組だけでは限界がある。そのため、国における実効性のある政策の下、国・都道府県・市町村等が相互に連携を図りながら、様々な課題に一体となって積極的に取り組むことが重要である。

よって、国は、地方創生の実現に向け、2020年度以降の次期5か年の総合戦略も見据え、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方版総合戦略の確実な推進

(1) 地方創生の推進に当たり、国は、少子化対策の抜本強化や介護サービス基盤の確保をはじめ、地域交通、情報通信等の社会基盤整備の推進による地方と都市部における格差の解消など、国が本来行うべき施策に重点的に取り組むこと。

また、2020年度以降の次期5か年の総合戦略も見据え、人口減少や東京一極集中の是正等の喫緊の重要課題の解決に向け、複数の関係省庁が連携して実効性のある取組を早急を実施すること。

(2) 地方創生について、国民の関心を高める広報・啓発活動等を充実させること。特に、地方移住や地方との関わりを持つことの魅力などについて、効果的・戦略的な情報発信を進めること。

2. 少子化対策、子ども・子育て支援の充実

(1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づきサービスの質・量の改善に向けた総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、1兆円超の財源を確実に確保すること。

(2) 若い世代が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境を整備するため、地域独自の取組に対する財政支援の充実を図るとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減等、国自らが長期を展望した少子化対策を強力に推進すること。

(3) 「子育て安心プラン」に基づき、待機児童解消に向けた取組を一層推進するため、十分な財源を確実に確保するとともに、更なる支援策の拡充を図ること。

- (4) 今回の国による幼児教育・保育の無償化に併せて、我が国の将来を担う子どもたちのため、少なくとも未就学児までの子ども医療費については、全国一律の国の保障制度を創設すること。

また、各種医療費助成制度等、市町村単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置について、未就学児までを対象とする子ども医療費助成に係る減額措置の平成30年度からの廃止に留まらず、すべての市町村単独事業実施に係る減額措置を廃止すること。

- (5) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心して質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保すべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

- (6) 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

3. 地方への新しいひとの流れをつくる

- (1) 地方への新しいひとの流れをつくるため、都市自治体が行う移住・定住支援施策に対し、財政措置を拡充するとともに、地方移住希望者に対する就業支援や移住に伴う経済負担等の軽減などにより、若者を中心としたU I J ターンの抜本的強化を図ること。また、将来的なU I J ターンにつながる「関係人口」の拡大に向けた取組を推進すること。

- (2) 地域おこし協力隊について、応募者の裾野の拡大を図るとともに、隊員の任期終了後の定住・定着を一層推進すること。また、都市自治体が負担する経費について、財政措置を拡充すること。

- (3) 地域経済の活性化等を図るため、女性・高齢者・外国人などの人材が地域で活躍できるよう、効果的な支援策を講じること。

- (4) 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し地域経済の活性化を図るため、税制特例措置を拡充するとともに、企業誘致の施策に係る支援措置を充実すること。

- (5) 企業版ふるさと納税については、全国の自治体が地方版総合戦略に盛り

込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、要件の緩和や手続きの簡素化を図るとともに、税額控除の特例措置を延長すること。

(6) 経済的に困難を抱える若者の進学を支えるための奨学金については、給付型奨学金制度の拡充と独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学における無利子貸付の更なる拡充を図ること。

(7) 地方の特色を生かした魅力のある大学の創出など、地方高等教育機関の活性化を図ること。

また、地域の人材育成等に対し、その機能を十分発揮できるよう、地場産業振興に資する研究や教育プログラムの開発など、多様な支援策を講じること。

さらに、高等教育機関の地方移転や新設に伴う施設整備費等に対する財政支援制度を創設すること。

(8) 全国各地に観光立国による効果をもたらすため、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進すること。

(9) 参議院選挙制度については、合区を固定化することなく、4年後の通常選挙までに、合区を根本的に解消し、都道府県単位による選挙により代表が国政に参加することが可能な選挙制度を構築すること。

4. 地域経済活性化

(1) 地域経済の好循環と農村の持続的発展を図るため、「地域未来投資促進法」等を地域の実情に応じて柔軟に運用し、地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野に挑戦する地域中核企業と企業立地促進に向けた都市自治体の取組を支援すること。

(2) 地域経済を牽引する中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた金融対策等の支援を拡充するとともに、都市自治体が独自に実施する中小企業支援事業に対し、財政措置を講じること。

(3) 持続可能で自立したまちづくりをしていくため、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体の実施する雇用・就業対策について財政支援の充実を図ること。

また、U I J ターンによる就業と定住を促進するため、人材と就業先のマッチングを図る取組に対する支援を行うこと。

(4) 認定農業者や集落営農組織等の多様な担い手を育成・確保するための支援措置を充実すること。

特に、農業次世代人材投資事業に係る交付要件の緩和や都市自治体の事務負担の軽減等を行うとともに、農業者年金に係る政策支援の加入要件を拡大すること。

(5) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう拡充するとともに、十分な財政措置を講じること。

(6) 中山間地域や「水源の里」(限界集落)をはじめとする農山村の振興・活性化のための支援措置を拡充すること。

(7) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、捕獲の強化及び処分効率化に向けた取組を行うこと。

また、鳥獣被害防止総合対策については、事業実施に十分な予算を確保するとともに、採択要件の緩和や鳥獣による生活環境被害対策を対象とするなど、対象事業の拡大を図ること。

さらに、交付金に係る事務の簡素化など運用改善を図ること。

(8) 安全・安心なジビエ供給体制の整備など、捕獲した野生鳥獣肉の利用拡大に係る施策を推進すること。

(9) 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育及び養豚等の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を推進すること。

(10) 林業の担い手の確保・育成及び経営の安定化に係る支援措置を拡充すること。

(11) 漁業の担い手を確保し、年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立できるよう、漁船取得や独立自営への支援など、新規就業者の確保・育成対策を継続的に実施すること。

(12) 都市自治体に取り組むコンパクトシティの形成や中心市街地の活性化などの都市再生関連施策については、財政措置を拡充するなど、その取組が一層推進されるよう積極的に支援すること。

(13) 観光地としての国際競争力を高めるため、農水産物、自然景観及び歴史文化財など地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。

(14) すべての旅行者が安心・快適に旅行できるよう滞在・移動等の受入環境

整備等に係る十分な財政措置を講じたうえで、その一層の推進を図ること。

特に、観光施設等における多言語対応など、訪日外国人旅行者の地方誘客に資する環境整備を推進すること。

また、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線の誘致など訪日外国人旅行者の受入体制を強化すること。

- (15) 民泊事業については、騒音など生活環境の悪化に対する住民の不安解消に努めつつ、健全な普及が図られるよう制度を運営すること。

5. 安心安全な暮らし

- (1) 地域包括ケアシステムが効果的に機能するためには、住民の自助を基本としながら、地域等での助け合いによる仕組みづくりの推進が必要であることから、住民主体の取組意識が根付くよう、関係機関のみならず、広く国民に趣旨の普及啓発を図ること。

また、在宅医療・介護連携体制整備の充実を図るため、市町村間、各種医療機関、介護事業所間等の多職種連携強化に向けた財政措置や支援策を講じること。

- (2) 地域包括ケアシステムの構築に際し、在宅医療を担う医師・看護師の育成・確保を図るとともに、医療・福祉従事者の多職種連携の推進に必要な対策と財政措置を講じるなど、在宅医療の充実を図ること。

また、在宅療養支援診療所等の施設整備や安定的な運営が維持できるよう財政措置を講じること。

さらに、かかりつけ医が、本来の機能を果たすために、必要な措置を講じること。

- (3) 老人福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、地域の実情を踏まえ、財政措置を含む必要な対策を講じること。

特に、一億総活躍社会の実現に向け、高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保として実施する介護施設整備等については、国の責任において十分な財政措置を講じること。

- (4) 現場において、慢性的に介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・定着と処遇改善の一層の推進を図るため、財政措置の拡充と併せ、地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。

(5) 公共施設等の老朽化対策については、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。

特に、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却に係る財政措置を拡充すること。

(6) 所有者不明土地の抜本解消に向け、登記制度・土地所有権のあり方などについて早期に具体的方向性を示すこと。

なお、土地を手放すことができる仕組み等の検討に当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえること。

(7) 道路・橋梁等の老朽化対策については、維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく事業等に対し、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

特に、点検等に係る費用については、幅広く地方財政措置を講じること。

(8) 空き家等の流通・利活用をはじめ、都市自治体に取り組む空き家等対策に係る財政措置を拡充するなど、その取組が一層推進されるよう積極的に支援すること。

(9) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく特定空家等の除却等に要する経費に係る財政措置を講じること。

また、都市自治体の主体的な取組を後押しする観点から、様々な特性等に応じた取組事例や課題等を明らかにしたうえで、同法の見直しを検討すること。

(10) 地域住民の日々の移動手段を持続的に確保するため、地域公共交通確保維持改善事業の予算を十分に確保したうえで、対象要件の緩和など財政措置を拡充すること。

(11) 鉄道駅等をはじめとする公共交通関係施設のバリアフリー化を推進すること。

(12) 島しょ部等の生活交通として欠かせない離島航路・航空路を維持・確保するため、積極的かつ恒久的な財政措置を講じること。

(13) 免許返納後の高齢者などの交通弱者に対し、都市自治体等が独自に実施する公共交通施策に財政措置を講じること。

6. 地方創生を実現する財源確保

- (1) 地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続すること。

また、算定に当たっては、成果指標に徐々にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体が地方創生の目的を達成できるよう、長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。

- (2) 地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、地方創生推進交付金の継続を図ること。

また、同交付金は、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能なものとするため、要件の緩和など弾力的な運用を図ること。